

松島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)令和2年度の 人件費率
令和 3年度	人 13,502	千円 8,291,264	千円 386,268	千円 1,225,693	% 14.7	% 11.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 3年度	人 144	千円 463,842	千円 68,120	千円 177,988	千円 709,950	千円 4,930	千円 5,647

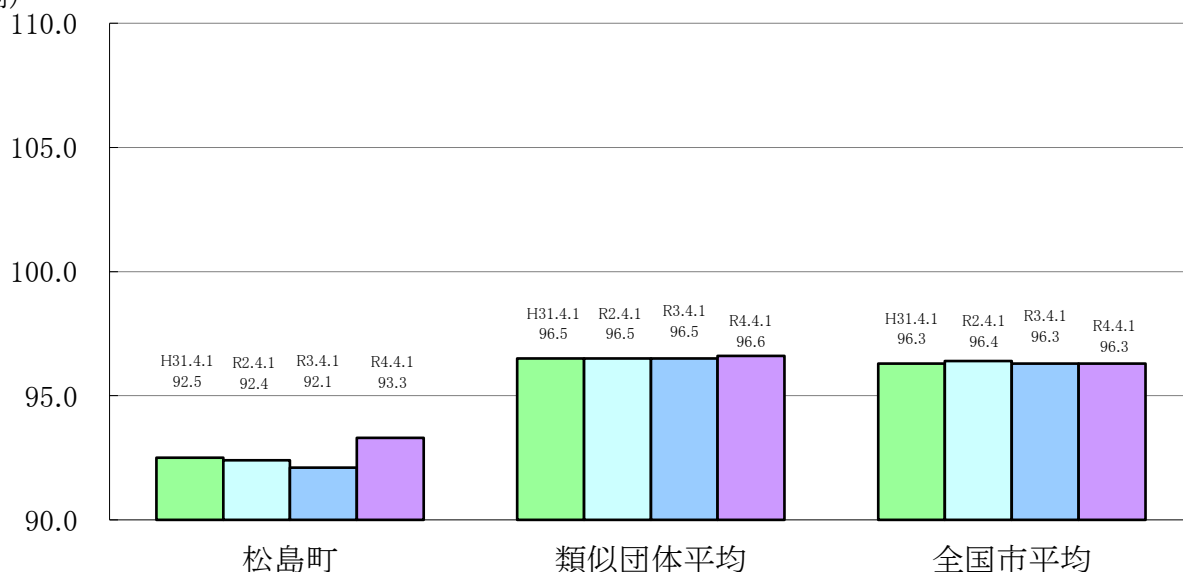
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(例)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均

したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

6級制から7級制へ改正したため

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

単純労務職給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松島町	43.3歳	308,705円	356,646円	338,943円
宮城県	42.1歳	317,441円	434,314円	353,417円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	41.6歳	305,574円	356,814円	331,124円

② 技能労務職② 技能労務職

区分	公務員					民間		
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
松島町	57.1歳	4人	300,375円	321,132円	307,127円	—	—	—
うち自動車 運転手	57.3歳	1人	302,700円	302,700円	302,700円	自家用乗用 自動車運転手	56.8歳	219,900円
その他	57.0歳	3人	299,600円	327,278円	317,394円	—	—	—
宮城県	53.0歳	137人	310,391円	359,500円	330,196円	—	—	—
国	51.1歳	2,114人	286,570円	—	328,416円	—	—	—
類似団体	50.2歳	5人	290,307円	314,270円	300,377円	—	—	—

区分	参考
	A/B
松島町	—
うち自動車 運転手	1.37
	—
宮城県	—
国	—
類似団体	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
松島町	—	—	—
うち自動車 運転手	5,114,114円	2,771,100円	
その他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成29年度～平成31年度までの労働者数で加重平均3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベース「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
松島町	35.6歳	239,030円	255,320円
宮城県	43.4歳	361,734円	403,839円
類似団体	40.8歳	292,671円	324,529円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		松島町	宮城県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	189,600円	182,200円
	高校卒	150,600円	155,700円	150,600円
技能労務職	高校卒	170,142円	153,300円	—
	中学卒	151,705円	140,400円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

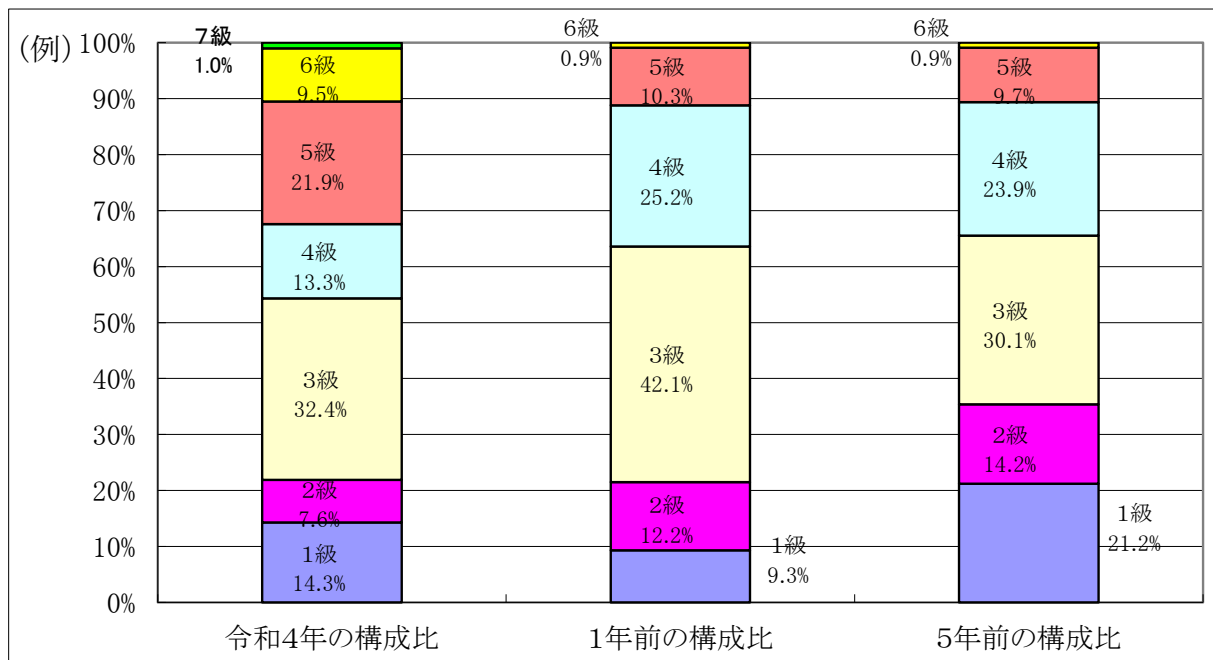
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	248,200円	316,500円	364,783円	388,113円
	高校卒	224,800円	299,600円	347,140円	383,360円
技能労務職	高校卒	円	円	円	298,933円
	中学卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

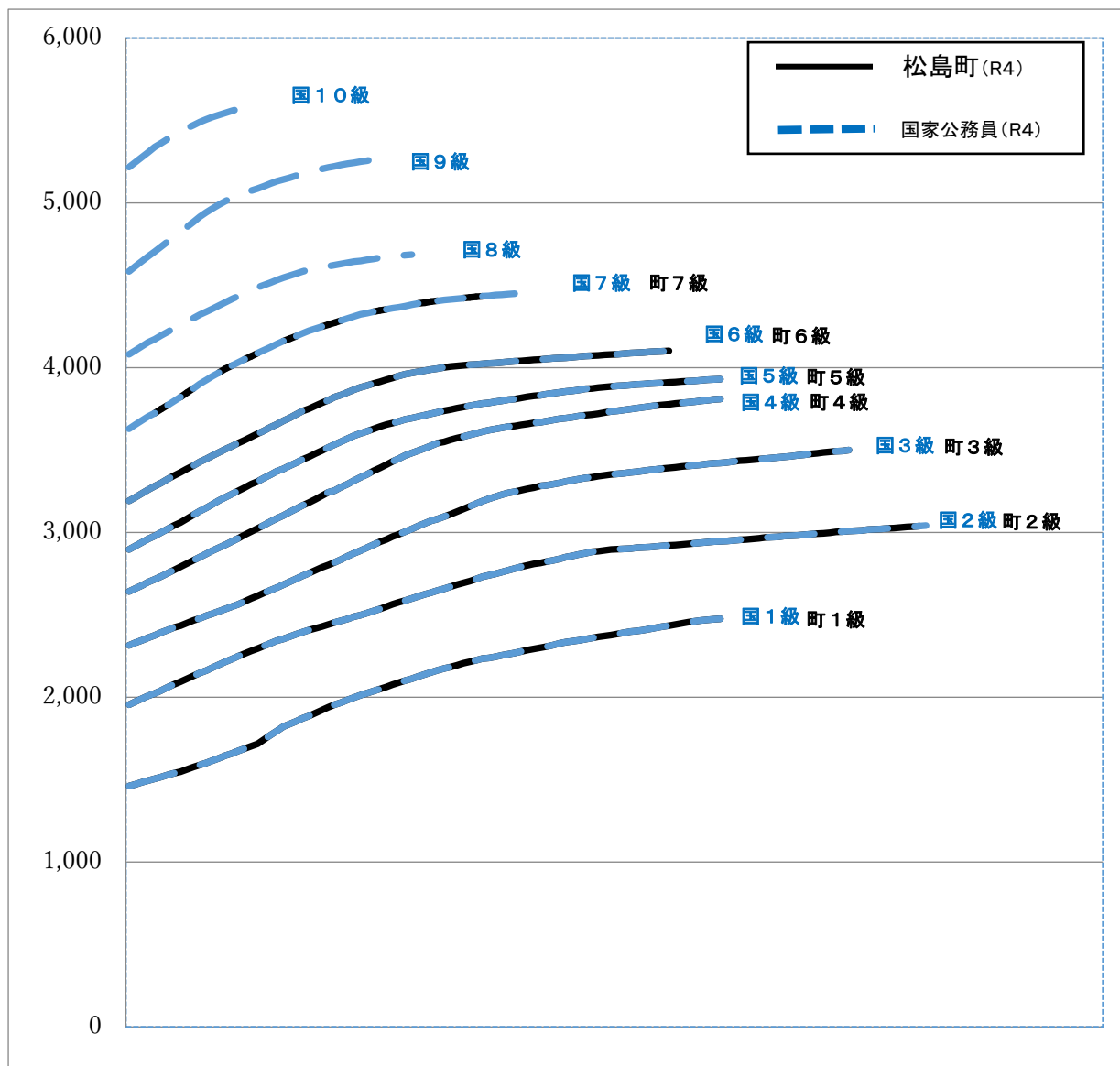
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、保健師、栄養士、社会福祉士、保育士及び教諭の職務	15人	14.3%	150,100円	247,600円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	8人	7.6%	198,500円	304,200円
3 級	副班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	34人	32.4%	234,400円	350,000円
4 級	班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	14人	13.3%	266,000円	381,000円
5 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	23人	21.9%	290,700円	393,000円
6 級	重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	10人	9.5%	319,200円	410,200円
7 級	重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	1人	1.0%	362,900円	444,900円

- (注) 1 松島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 令和4年に6級制から7級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（松島町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

松 島 町	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,291千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,647千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.90月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(松島町)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

松 島 町			国		
(支給率) 自己都合	応募認定・定年		(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続20年 19.6695月分	24.586875月分		勤続20年 19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年 28.0395月分	33.27075月分		勤続25年 28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年 39.7575月分	47.709月分		勤続35年 39.7575月分	47.709月分	
最高限度額 47.709月分	47.709月分		最高限度額 47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%)		
1人当たり			1人当たり		
平均支給額	1,343千円	19,993千円	平均支給額		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
多賀城市	10%	0人	10%
仙台市、富谷市	6%	0人	6%
名取市、利府町	3%	0人	3%
東京都特別区	20%	0人	20%

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		0円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		0%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和元年度決算）	左記職員に対する支給 単価
行旅病死取扱手当	行旅病人の救護作業従事者		0千円	1回 800円
	行旅死亡人の取扱作業従事者		0千円	1回 1,500円
防疫業務手当	感染患者の救護等の防疫業務従事者		0千円	1日 800円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	25,729千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	227千円
支給実績（令和2年度決算）	19,866千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	174千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 6,500円 2. 子1人につき 10,000円 3. 父母等1人につき 6,500円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	14,104千円	256,453円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア. 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】-12,000円 イ. 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+ (【家賃】-23,000) ÷2 (限度額 27,000円)	異なる	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	8,208千円	264,805円
通勤手当	1. 交通機関等の利用者 6月毎に6月に要する運賃等相当額 (1月あたり55,000円限度) 2. 交通用具使用者(1月あたり) 使用距離(片道)により2,000円~31,600円 3. 交通機関と交通用具の併用者 運賃相当額+交通用具使用の額。ただし1月あたり55,000円を限度とする。	同じ	—	11,425千円	95,210円
管理職手当	管理又は監督する地位にある職員に対し、支給する支給額 14,800円~41,400円			13,972千円	310,507円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき 4,200円	異なる	国： 勤務1回につき 4,400円	0千円	0円
休日勤務手当	休日において正規の勤務を命じられた職員の勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じた額	同じ	—	0千円	0円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時まで正規の勤務を命じられた職員の勤務1時間当たりの給与額の25/100を乗じた額	同じ	—	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日等に勤務した場合に1勤務当たり2,000円~6,000円を支給(勤務に従事した時間が6時間を超える場合は150/100を乗じた額)	同じ	—	1,304千円	27,755円
災害派遣手当	災害復旧のため国又は地方公共団体から派遣された職員が滞在する場合1日につき6,620円を超えない額			0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	843,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 855,000円 / 513,100円	
	副 町 長	645,000円	680,000円 / 476,000円	
報 酬	議 長	321,000円	408,000円 / 218,000円	
	副 議 長	275,000円	340,000円 / 174,000円	
	議 員	254,000円	320,000円 / 156,000円	
期 末 手 当	町 長	(令和3年度支給割合)		
	副 町 長	3.35月分		
議 長	議 長	(令和3年度支給割合)		
	副 議 長	3.35月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額×支給率(44/100)×勤続月数	(1期の手当額) 17,804,160円	(支給時期) 通算又は任期毎
	副 町 長	給料月額×支給率(26/100)×勤続月数	8,049,600円	通算又は任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

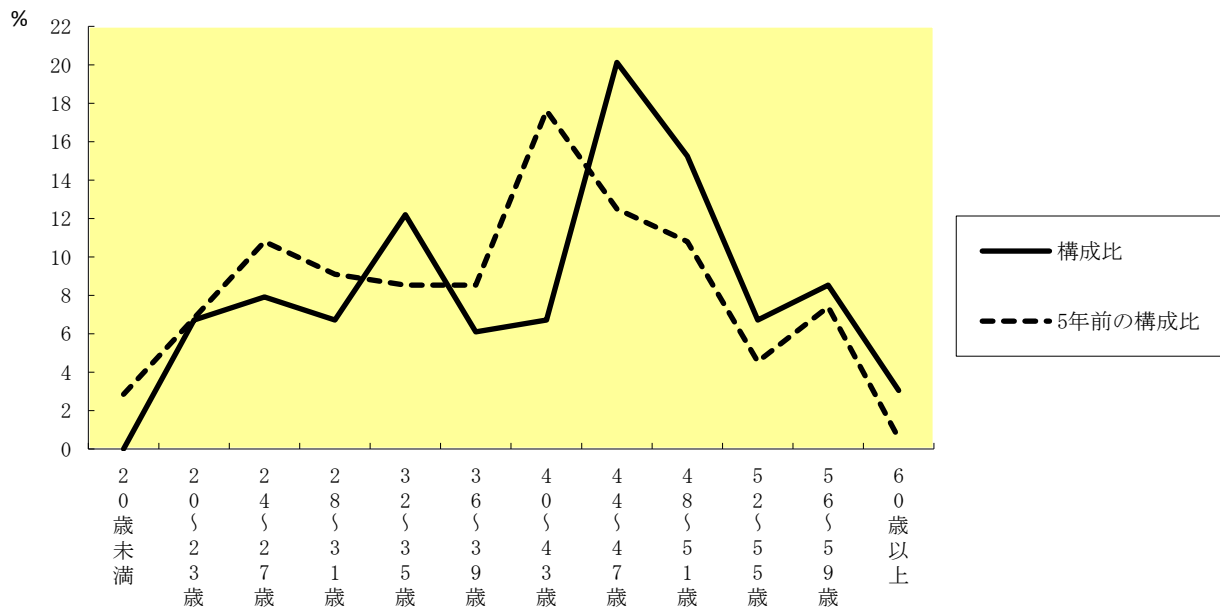
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和3年	令和4年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4人	4人		
		総務	37人	38人	1人	選挙事務内容充実のため
		税務	10人	10人		
		民生	31人	30人	△1人	退職職員による減
		衛生	10人	10人		
		農水	7人	7人		
		商工	7人	6人	△1人	新規採用予定職員辞退のため
		土木	11人	10人	△1人	復興事業の進捗に合わせ職員の配置換え
		計	117人	115人	△2人	<参考> 人口1万当たり職員数 85.17人 (親団体の人口1万当たりの職員数 87.57人)
	教育部門	27人	27人			
小計	144人	142人	△2人	<参考> 人口1万当たり職員数 105.16人 (親団体の人口1万当たりの職員数 105.76人)		
公営企業部等門	水道	7人	7人			
	下水道	4人	4人			
	その他	11人	11人			
	小計	22人	22人			
合計		166人 [221人]	164人 [221人]	△2人 [221人]	<参考> 人口1万当たり職員数 121.46人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0人	11人	13人	11人	20人	10人	11人	33人	25人	11人	14人	5人	164人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	118人	122人	121人	120人	117人	115人	△3人(△2.5%)
教育	30人	28人	29人	28人	27人	27人	△3人(△10.0%)
普通会計計	148人	150人	150人	148人	144人	142人	△6人(△4.0%)
公営企業等会計計	28人	26人	23人	21人	22人	22人	△6人(△21.4%)
総合計	176人	176人	173人	169人	166人	164人	△12人(△6.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比 率
令和 3年度	千円 593,895	千円 106,171	千円 36,733	% 6.1	% 7.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 6,575 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 3年度	人 7	千円 27,594	千円 4,479	千円 11,235	千円 43,308	千円 6,186	千円 6,028

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
松島町	43.1歳	347,107円	480,854円
団体平均	45.5歳	335,492円	501,390円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

松島町	松島町（一般行政職）
1人当たりの平均支給額（令和3年度） 1,604 千円	1人当たりの平均支給額（令和3年度） 1,291 千円
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当

松 島 町			松 島 町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%)		
1人当たり			1人当たり		
平均支給額	0千円	0千円	平均支給額	1,343千円	19,993千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
多賀城市	10%	0人	10%
仙台市、富谷市	6%	0人	6%
名取市、利府町	3%	0人	3%
東京都特別区	20%	0人	20%

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	934千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	233千円
支給実績（令和2年度決算）	1,225千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	306千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度と異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 6,500円 2. 子1人につき 10,000円 3. 父母等1人につき 6,500円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	1,116千円	223,200円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア. 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】-12,000円 イ. 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+（【家賃】-23,000）÷2 (限度額 27,000円)	異なる	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	636千円	318,000円
通勤手当	1. 交通機関等の利用者 6月毎に6月に要する運賃等相当額 (1月あたり55,000円限度) 2. 交通用具使用者(1月あたり) 使用距離(片道)により2,000円～31,600円 3. 交通機関と交通用具の併用者 運賃相当額+交通用具使用の額。ただし1月あたり55,000円を限度とする。	同じ	—	721千円	120,253円
管理職手当	管理又は監督する地位にある職員に対し、支給する支給額 14,800円～41,400円	同じ	—	1,005千円	335円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき 4,200円	異なる	国： 勤務1回につき 4,400円	0千円	0円
休日勤務手当	休日において正規の勤務を命じられた職員の勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じた額	同じ	—	0千円	0円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時まで正規の勤務を命じられた職員の勤務1時間当たりの給与額の25/100を乗じた額	同じ	—	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日等に勤務した場合に1勤務当たり2,000円～6,000円を支給（勤務に従事した時間が6時間を超える場合は150/100を乗じた額）	同じ	—	65千円	21,833円
災害派遣手当	災害復旧のため国又は地方公共団体から派遣された職員が滞在する場合1日につき6,620円を超えない額	同じ	—	0千円	0円